

I C O M日本委員会規程

(名称・事務所)

第1条 この会は、I C O M（国際博物館会議）日本委員会（以下 日本委員会 と称する）という。

第2条 日本委員会は、事務局を公益財団法人日本博物館協会内におく。

(目的・事業)

第3条 日本委員会はI C O M規程に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。

第4条 日本委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. I C O Mとの連絡および情報の交換
2. I C O M本部事業への参画
3. 関連する他の国内、国際機構への協力
4. 会員の国際的活動に対する援助
5. 出版に関する事業
6. 機関誌の発行、情報・資料の調査・収集および伝達
7. その他必要な事業

(組 織)

第5条 日本委員会はI C O Mの個人会員、団体会員、賛助会員として認められた国内I C O M会員よりなる。会員のうちから15名以内の理事を理事会が選出する。

会員はI C O M規約第2条、第6条に該当する博物館関係者で、入会を申し出、理事会が承認したものとする。

賛助会員は、日本委員会の趣旨に賛同し、事業を援助するもので、理事会が推薦したものとする。

(権利・義務)

第6条 会員は日本委員会の総会および所属する国際委員会において投票権を有する。

会員・賛助会員は、I C O Mの国内、および国際会議に出席することができる。

会員・賛助会員はI C O M本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布をうける。

第7条 会員・賛助会員は日本委員会の承認を経てI C O M本部に登録される。

会員および賛助会員の代表は、その選択する国際委員会に所属し、I C O Mの事業に参加する。

第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。賛助会員は別に定める賛助会費を負担するものとする。

(役員)

第9条 日本委員会に委員長1名、副委員長5名、監事2名をおく。委員長および副委員長は理事の互選により定める。監事は会員の中から理事会が選出する。

第10条 委員長、副委員長、理事ならびに監事(以下 役員 と称する)の任期はそれぞれ1期3年とし、連続して2期6年を超えて再任することはできない。また、いかなる場合も、連続して12年を超えて役員にとどまることはできない。なお、前任者の退任によって役員に就任した場合、初任期の在職期間は上記の任期制限の対象としない。

(役員の仕事・権限)

第11条 委員長は会務を総理し、日本委員会を代表し、会議を召集し、議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。

(会議)

第12条 理事は理事会を組織し、原則、年2回以上理事会を開催する。

理事会は予算、事業計画を定め、役員を選出し、会員の資格を審査し、承認し、会費の額を定め、その他本運営の責に任ずる。

第13条 会員および賛助会員は理事会にオブザーバーとして出席することができる。

第14条 総会は毎年1回開催する。

総会は会務の報告をうけ、決算を承認する。

第15条 理事会は理事の2/3(委任を含む)以上の出席をもって成立する。

総会は会員の10%(委任を含む)以上の出席をもって成立する。ただし、この場合は5人以上の会員の出席を必要とする。

第16条 議事は出席者過半数の賛成をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 委員長は理事の3分の1以上が、会議の目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ理事会または総会を召集しなければならない。

(財政・会計)

第18条 日本委員会の財源は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第19条 日本委員会の資金は現金及び銀行預金とする。

第20条 日本委員会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧問・名誉会員・参与)

第21条 日本委員会に顧問および名誉会員をおくことができる。

顧問は役員としてとくに功労のあった者を理事会に諮って委員長が委嘱する。

名誉会員は会員として永く貢献した者を理事会において推薦決定する。

顧問は理事会の要請により日本委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

第2項 日本委員会に参与をおく。

参与は職をもって公益財団法人日本博物館協会会長を充てる。

(資格の喪失)

第22条 会員および賛助会員で会費を滞納し、または会員および賛助会員として適当と認めがたいことがあったときは、理事会はこれを除名することができる。

第23条 第4条の事業を行なうため必要に応じ、専門部会を設けることができる。

第24条 日本委員会に書記若干名をおく。

書記は委員長の指揮を受け、日本委員会の事務を処理する。

附 則

第25条 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。

改正案は28日前までに会員に配布される。規程の採用及び改正は会員の1/3(委任を含む)以上の出席、出席した会員の3/4以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。

第26条 この規程は昭和46年4月1日より施行する。

第27条

(昭和50年5月8日一部改正)

(昭和55年4月1日一部改正)

(昭和58年4月13日一部改正)

(昭和59年6月12日一部改正)

(平成5年5月25日一部改正)

(平成29年5月28日一部改正)

(2020年6月10日一部改正)